

新宿区教育委員会会議録

平成20年第4回定例会

平成20年4月4日

新宿区教育委員会

平成20年第4回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成20年4月4日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 4時07分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委員長職務代理者	木 島 富士雄	委 員	羽 原 清 雅
委 員	白 井 裕 子	教 育 長	金 子 良 江

説明のため出席した者の職氏名

次 長	渡 部 優 子	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	濱 田 幸 二	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫
学 校 運 営 課 長	菅 波 健	副 参 事	齋 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	遠 藤 剛

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第44号 新宿区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第45号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第46号 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 議案第47号 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第5 議案第48号 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第49号 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 日程第7 議案第50号 新宿区立子ども園条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第8 議案第51号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

報告

- 1 教育委員会事務局幹部職員等の人事異動について（次長）
- 2 平成20年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 3 幼児教育推進会議第二次報告書について（教育政策課長）
- 4 女神湖高原学園の指定管理者について（教育政策課長）
- 5 平成21年度使用小学校教科用図書採択事務について（教育指導課長）
- 6 平成19年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰について（教育指導課長）
- 7 「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の策定について（中央図書館長）
- 8 その他

選挙

- 日程第9 新宿区教育委員会委員長の選任について
- 日程第10 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について

開 会

木島委員長職務代理者 ただいまから平成20年新宿区教育委員会第4回定例会を開催いたします。

本日の会議には熊谷委員長が欠席しておりますので、委員長職務代理者である私木島が会議の運営を行います。

定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いします。

議案第44号 新宿区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

木島委員長職務代理者 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第44号 新宿区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第44号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、議案第44号でございます。

お手元に議案の概要というものをお配りしてございます。それから資料の議案の中の新旧対照表を参照していただきながら、あわせて説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、44号でございますが、「新宿区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則」です。

これにつきましては、ことしの4月に区として大規模な組織の改正が行われまして、生涯学習財団担当課長が区長部局に移行したということに伴いまして、教育委員会としては、担当課長が廃止になりますので、その規定を削るということと、子ども園を平成19年度設置しましたので、その関係から区立学校長に子ども園長を含めることを明確に規定したということが主な概要内容になってございます。

提案理由でございますが、担当課長の廃止により、担当課長を削るとともに、子ども園の設置に伴い区立学校長に子ども園長が含まれることを明確に規定する必要があるためでございます。

附則につきましては、交付の日から施行するというところで、第5条関係が対象のように変わっているというものでございます。

以上でございます。

木島委員長職務代理者 説明が終わりました。

御質問、御意見をどうぞ。

これらは、規則の一部を改正するという規則ですから、特別よろしいかと思いますが、結構ですね。

〔はいの発言〕

木島委員長職務代理者 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第44号 新宿区教育委員会表彰規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 議案第44号は原案のとおり決定いたしました。

議案第45号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長職務代理者 次に、「日程第2 議案第45号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第45号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 教育政策課長です。

それでは、第45号でございます。「新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

概要を見ていただきたいと思います。

これにつきましては、過日学校教育法の改正というものがバックにございまして、区立学校に教頭という職がございましたが、新たに副校長というものが規定が置けることになってございます。新宿区におきましては、呼称ということで以前から副校長という呼び名を使っていたけれども、今回法律の改正に伴いまして置くということを前提にございまして、区立の学校に教頭を置かず副校長を置くということから、教頭を副校長に改めるというものが主なるものでございまして、その新旧対照表を見ていただきますと、第2条の特に6号でございますが、ロと八のところでございます。八のところの等については、指導主事が入っているところございまして、教頭というところを副校長ということに改めるものでございます。

提案理由でございますが、区立学校に教頭を置かず、副校長を置くことから、「教頭」を「副校長」に改める必要があるためでございます。

施行日につきましては、公布の日からでございます。

以上でございます。

木島委員長職務代理者 説明が終わりました。

御意見、御質問をどうぞ。

〔ありませんの発言〕

木島委員長職務代理者 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第45号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 議案第45号は原案のとおり決定いたしました。

議案第46号 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長職務代理者 次に、「日程第3 議案第46号 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第46号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、第46号でございます。「教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

概要を見ていただきますと、主なる規定整備が4点でございます。新旧対照表と比較して見ていただきたいと思います。

1点目については、先ほどの44号と同様の趣旨で、組織の改正に伴いまして、担当課長のところを外しております。これが2条の1号関係でございます。

また、同じ2条の1号関係のところ、先ほども一部触れましたが、平成19年4月に子ども園の設置をした関係から、区立学校設置条例の中に幼稚園も入ってございましたが、これを独立させたということと、それから子ども園の設置に伴いまして、新宿区の区立学校設置条例による学校を区立学校とするその呼び名を略称規定を削って、課の定義のところについて明確に幼稚園と子ども園を加えるという形で規定整備をさせていただいたのが、2条の1項の下線部のところでございます。

それから、3点目でございますが、情報公開事務取り扱いにつきまして、課長の指名による設置する場合と規則で職に充てる場合ということで、3条の4項のところでございますが、非常に簡単な規定に以前のものはなってございましたが、それを明確に二つの場合に分けまして、その下線部にあるような形で係長の中から課長が示し、幼稚園においては教頭、教頭の置かれていない幼稚園については課長が指名するものということで、整理をしていただき、子ども園において副園長、小学校、中学校及び特別支援学校においては副校長とするということで規定整備をさせていただいたものでございます。

それから、4点目でございますが、附則のところ、次のページの裏面になりますが、これは区立学校の下承規定を削ったというところから区立学校を使用する箇所の規定整備をやったというところでございますが、改正内容は、その新旧対照表のとおりでございます。

提案理由でございますが、担当課長の廃止により担当課長を削るとともに、区立学校及び情報公開事務取扱者に関して規定整備を行う必要があるためでございます。

施行日については公布の日でございます。

以上でございます。

木島委員長職務代理者 説明が終わりました。

御意見、御質問をどうぞ。

これも規則の一部改正ということで問題ないと思いますがよろしいでしょうか。

〔なしの発言〕

木島委員長職務代理者 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第46号 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 議案第46号は原案のとおり決定いたします。

議案第47号 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長職務代理者 次に、「日程第4 議案第47号 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第47号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 「議案第47号 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改

正する規則」でございますが、先ほどの46号と基本的に改正内容は同じでございます。新旧対照表を見ていただくと若干規定の仕方が違ってございますが、先ほど私が申し上げました担当課長の廃止によるところの削る部分、それから子ども園の設置の関係、その関係での規定整備、それから課長の指名に基づく取扱者についての対応、それから略称規定との絡みでの規定整備、これと基本的に同じ内容になってございます。

提案理由につきましては、担当課長の廃止により担当課長を削るとともに、区立学校及び保有個人情報保護管理事務取扱者に関して規定整備を行う必要があるためでございます。

施行日については公布の日でございます。

以上でございます。

木島委員長職務代理者 説明が終わりました。

御質問、御意見をどうぞ。

ここいら辺も同様の改正ということによろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

木島委員長職務代理者 御質問、御意見がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第47号 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 議案第47号は原案のとおり決定いたします。

議案第48号 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長職務代理者 次に、「日程第5 議案第48号 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則」を議案といたします。

議案第48号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 「議案第48号 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

これにつきましても、先ほど来から出てございます区の組織改正に伴いまして、生涯学習財団担当課長が区長部局に移行したために、教育委員会内部においては担当課長がなくなったための廃止を前提にしまして、その担当課長の名前を削るということでございまして、新旧対照表を見ていただきますと、第2条第1号のところでございますが、下線部のところ

をそっくり削ってございます。

提案理由でございますが、担当課長の廃止により担当課長を削る必要があるということでございます。

施行日については公布の日でございます。

以上でございます。

木島委員長職務代理者 説明が終わりました。

御質問、御意見をどうぞ。

〔ありませんの発言〕

木島委員長職務代理者 特によろしいですね。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第48号 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 議案第48号は原案のとおり決定いたしました。

議案第49号 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則

木島委員長職務代理者 次に「日程第6 議案第49号 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第49号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 議案第49号です。「新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則」でございます。

概要を見ていただきたいと思います。これも区の組織改正、平成20年4月に実施しましたが、その内容に伴うものでございまして、第13条第2項のところでございます。以前の名称としては教育環境整備課長というところございました、そこが組織名が変わりまして教育施設課になりましたので、課長名もあわせまして教育施設課長というところで訂正をしております。

それから、その下の3項のところの2号のところでございますけれども、そのところの教育環境整備課施設係長も同じように教育施設課というふうになりましたので、その課名を変えてございます。また、先ほど来から出ております子ども園の設置に伴うところから区立学校のところについて子ども園も含めるという規定で規定整備をさせていただいたもので

ございます。

提案理由でございますが、組織改正に伴い、「教育環境整備課長」を「教育施設課長」等に改めるとともに、子ども園の設置に伴い区立学校に子ども園が含まれることを明確に規定する必要があるためでございます。

施行日については公布の日でございます。

以上でございます。

木島委員長職務代理者 説明が終わりました。

御意見、御質問をどうぞ。

これも特に改正ということによろしいですね。

〔はいの発言〕

木島委員長職務代理者 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第49号 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 議案第49号は原案のとおり決定いたしました。

議案第50号 新宿区立子ども園条例施行規則の一部を改正する規則

木島委員長職務代理者 次に、「日程第7 議案第50号 新宿区立子ども園条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第50号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 議案第50号でございます。「新宿区立子ども園条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

これは、学校教育法の改正ということが前提になってございます。特に学校教育法の場合に、学校種別ごとに規定の順序が以前幼稚園部分については一番最後になってございました。小学校から大学、それから高等専門学校、特別支援学校の後に幼稚園という形の順番でございましたのを、子どもの発達段階にあわせて幼稚園から規定整備するという形で、条項が入れかわってございまして、それを引用するという形の中で、私どもの規定する規則につきましてもその引用条項がかわっているということでございまして、規則の新旧対照表を見ていただきますと、引用の条項が若返っているという状態でございます。その2条の1号関係でございます。

提案理由でございますが、学校教育法の改正に伴い、引用する条番号を変更する必要があるためでございます。

施行日については公布の日でございます。

以上でございます。

木島委員長職務代理者 説明が終わりました。

御意見、御質問をどうぞ。

〔特にありませんの発言〕

木島委員長職務代理者 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第50号 新宿区立子ども園条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 議案第50号は原案のとおり決定いたしました。

議案第51号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長職務代理者 次に、「日程第8 議案第51号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第51号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 「議案第51号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

これにつきましても、学校教育法、それからこちらについては学校教育の施行規則の改正があわせて改正になってございますので、それに対する引用条項の条の番号が変更になったということございまして、ただ単にこちらのほうはその条項が若返っているだけではないんですが、規定整備の関係で、若返ったものもあれば、逆に条項が後ろのほうになったというものも混ざってございます。すべては、この学校教育法と施行規則の改正に伴って引用する条番号を変更する必要があるためでございます。これが提案理由になってございます。

施行日については公布の日からということでございます。

以上でございます。

木島委員長職務代理者 説明が終わりました。

御意見、御質問をどうぞ。

これも規則の改正に伴うということによろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

木島委員長職務代理者 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第51号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 議案第51号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告1 教育委員会事務局幹部職員等の人事異動について

報告2 平成20年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

報告3 幼児教育推進会議第二次報告書について

報告4 女神湖高原学園の指定管理者について

報告5 平成21年度使用小学校教科用図書採択事務について

報告6 平成19年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰について

報告7 「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の策定について

木島委員長職務代理者 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告7までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

次長 私のほうから、教育委員会の事務局の幹部職員の異動の紹介をさせていただきます。

前は内示でございましたので、今回は異動発令がございましたので、改めて御紹介させていただきます。

それでは、最初に、教育委員会事務局参事、教育政策課長事務取扱濱田幸二でございます。契約管財課長からの昇任でございます。

次に、事務局の副参事、幼保連携・子ども園等推進担当、齋藤正之でございます。

福祉部の保育課保育係長からの昇任でございます。

次に、教育施設課長でございます。本間正己でございます。

生涯学習振興課長からの異動でございます。

次に、後ろのページになりますけれども、教育委員会事務局の教育指導課統括指導主事で

ございます。石村康代でございます。

日野市立平山中学校副校長から転入でございます。

次に、同じく教育指導課指導主事の佐藤洋士でございます。

教育庁の指導部指導企画課からの転入でございます。

最後に私、事務局次長で渡部優子でございます。よろしくお願いたします。

次に、報告2でございます。

平成20年第1回新宿区議会定例会2月19日から3月19日まで開かれたわけでございますけれども、そこでの代表質問等答弁要旨を報告いたします。

最初に、民主党新宿区議会議員団でございます。

1番社会保障制度についてでございますけれども、小・中学校で、社会保障制度の仕組みを学習させるべきではないかという、また教職員向けの年金講座もあわせて実施すべきではと、そしてそのような講師として社会保険労務士の協力を得てはどうかという御質問でございます。

これに答弁でございますけれども、社会保障制度の仕組みの学習については、現在中学3年社会科の国民生活福祉の学習において行っております。また、特別活動や総合的な学習の時間の中で福祉ボランティアなどの横断的、総合的な課題を学習する一貫として取り扱っている学校もあります。

このように、学校教育活動全体を通して社会保障制度の趣旨を生かした学習に取り組むよう学校を指導していくということで答弁してございます。

次に、教職員に対する年金講座の実施につきましては、都の関連する研修を受講するように教職員にもすすめていくということでございます。

最後に、社会保険労務士の教育につきましては、今後学校に講師を紹介するに当たり、社会保険労務士会の方々の紹介もしていきたいということで答弁させていただきました。

次、一般質問でございます。

地方分権下の教育委員会のあり方についての御質問がございました。

その質問の要旨でございますが、教育行政の中立性、独立性の確保、公選制及び教育委員会の形骸化について教育委員会と区長に聞いてございます。

教育委員会、区長ともに同様の答弁をしてございますので、教育委員会の答弁で説明させていただきます。

裏のページでございます。

次長答弁でございますけれども、教育の目的と中立性について、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者を育成することを目的として、個人の精神的な価値の形成に直接影響を与える営みであることから、特定の党派的な影響を受けることなく、中立・公正であることが求められていると答弁してございます。

次に、教育については、教育の独立性については、国と地方公共団体の適切な役割と責任のもとに行われるとともに、地方の教育はそれぞれの自治体が地域の意向や地域の特性に応じ主体的に行うことが重要である。また教育行政には、教育の中立性・安定性が求められておりまして、首長への権限の集中を防止する独立した行政委員会として多様な属性を持った複数の委員で構成される合議制による教育委員会制度がとられたものと認識しています。

こういうふうに答えてございます。

公選制につきましては、公選制を通じ、教育委員会に政治的対立が持ち込まれるなどの弊害が指摘されて、法律によって制定時に廃止されたものと認識してございますというふうに答えてございます。

また、教育委員会の形骸化につきましては、中央教育審議会などでも議論が行われてございます。新宿区の教育委員につきましては、教育行政に深い関心と熱意のある適材を得ていることで、区教育委員会はより地域住民の意向を反映させるような運営の活性化を進めておりますので、今後もそれをさらに活性していくというふうに答えてございます。

また、区長部局のほうで、教育行政と区長への関与について聞かれてございますけれども、これについては、教育委員会は一層の活性化を図りながら、特色ある教育行政を進めているので、今後も教育委員会の中立性、独立性を尊重しながらも、区長と教育委員会の連携を強化し、新宿区における教育の充実、発展を進めていくということで答えてございます。

次に、新宿区議会無所属クラブでございます。

代表については、教育委員会に対する質問はございませんでした。

次に、一般質問でございますけれども、大規模感染症発症時の対応についてでございます。新型インフルエンザの感染拡大に伴いまして、それぞれの段階に応じて医療機関を補佐する場所として学校施設などの教育機関としての連携について聞かれてございます。

答弁でございますが、健康部長は、学校施設などの地域資源を活用する必要が生じることも想定されるために、教育委員会との連携を進めていくと、教育委員会でも同じような答え方をしてございます。区対策本部長の指揮のもとに、学校施設の活用について協力していきたいと考えていると、こういうふうに答えてございます。

次に、社会新宿区議会議員団でございます。

代表質問でございますけれども、ゆとり教育についての区教委の総括的な見解などについて聞かれてございます。3点にわたってでございます。

区教育委員会として、総合的な学習の時間やゆとり教育についてどう検証し、総括しているのか。

2点目は、杉並区の和田中学校の取り組みについて。

3番目は、学校の天然芝生化については計画事業などにして積極的に取り組んでいくべきではないかと、そういうご質問でございます。

答弁でございますが、1点目でございます。

総合的な学習の時間では、課題探求型の授業実践を行いましてやっていると。ゆとりある教育においては、繰り返し指導やきめ細かな指導も行い、教科と総合的な学習の時間を結びつけることで学習内容の確実な定着を図ってきました。こういう中で、子どもたちは、授業が楽しいとか、そういうお答えもございますので、学習意欲の向上が見られていると、こうした教育を通してみずから考えたり、表現したりする力が身につけてきたと受けとめているということで答えてございます。

2番目の、杉並の和田中のことでございますけれども、今回の取り組みについては、子どもの自宅学習の習慣が減る一方、子どもの学力格差が広がっている現状のもとで、地域保護者のニーズにこたえたという見方もできると。しかしながら、区の教育委員会としては、区立学校のまず第一に考えるべきは、すべての子どもたちに確かな学力を身につけさせることが大切であると、そのためには何より補充的な学習や発展的な学習などの個に応じた教育を展開することが必要であるというふうに答えてございます。

次、裏のページでございますが、今、新宿区の各学校では、区費講師の活用とか授業改善に取り組んでおりまして、また放課後や土曜日等の時間を活用した補習を行っているところでございます。そういうふうに答弁してございます。

3番目でございます。

天然芝生化についてでございますが、アンケートで各校の意向を把握するとともに、校庭の物理的条件や維持管理に関して地域住民、保護者などの協力体制がとれる四谷第六小学校を選定したということでございます。

今後につきましては、導入結果を検証するとともに、整備に向けての条件を検討した上で、実施可能な学校を選定を行いまして取り組んでいきたいというふうに考えていると答弁して

ございます。

次は、自由民主党新宿区議会議員団の質問でございます。

代表質問です。

生涯学習関係事務の所管がえについて、生涯学習関係事務の所管がえに伴いまして、従来どおり円滑かつ効果的に行政と学校の相互関係を維持していくためにどのように対処するのかという御質問でございました。

そこでは、教育委員会は、今まで、多様な地域の活動団体と協働しつつ、区長部局のさまざまな部課と連携しながら事業を進めてきました。今回の組織改正によりまして、より地域に根ざした事業が展開されると考えてございます。

今後も、区長部局との協議の場などを通して、緊密な連携を図っていくというふうに答えてございます。

次に、二つ目でございますけれども、児童・生徒の体力についてでございます。

新宿区の児童・生徒の体力の状況と本区における体力向上に向けた取り組みはという御質問でございます。

平成18年度の東京都の体力テストの調査結果によりますと、小学校では握力、反復横飛び、ソフトボール投げ等の種目において、中学校では全種目において全国を下回るなど、体力の低下が見られます。新宿区においても同様の傾向にあるということでございます。

この向上についての取り組みについては、小学校では、体育活動とか、校内で水泳記録会を開催していると、一方中学校では、各種の大会に生徒を参加させたり運動部活動への積極的な参加をうながしたりしているということでございます。

また、教育委員会では、体育の授業の指導法改善を進めているということで答弁させていただいております。

次に、新宿区議会公明党でございます。

代表質問でございます。

環境施策についてでございます。

全小・中学校とも連携して省エネナビの周知と利用促進を図るべきではということですが、省エネナビにつきましては、電気の使用量を計測して、リアルタイムに表示する機械のことでございます。使用量を金額に換算して、見えるようにすることによって省エネを図るというものでございます。

答弁でございますけれども、区長答弁は、新宿区では100台の省エネナビを購入しまして

貸し出しているところでございます。貸し出し数は、現在34名となっているところでございますということです。

小・中学校との連携につきましては、子どもを通して家庭に周知し、利用促進を図ることは効果的であるというふうに認識しているということに答えてございます。

次、教育長の答弁でございますけれども、省エネナビの活用も環境に配慮した活動の一つであると考えています。環境学習情報センターを含め関係部署と連携の上、省エネ実践の効果が視覚としてあらわれる省エネナビ等の家庭における活用について児童・生徒に周知していくという答弁をしてございます。

次、2番でございます。

学習指導要領の改訂と新宿区の今後の教育についてでございます。

四つ聞かれてございます。

一つ目が、今回の学習指導要領の改訂の方向性についての区教育委員会としての受けとめ方は。

二つ目が、ゆとり教育の評価、総括及び功の部分をもどのように生かすか。

三つ目は、小学校英語活動を初めとした新学習指導要領に基づく学習内容の変更や授業時数の増減に対する教育の進め方は。

四つ目は、新学習指導要領への円滑な移行のための対応はということをお聞かせください。

答弁でございますが、一つ目は、学習指導要領の改訂では、現行の学習指導要領における生きる力の理念を継承してございますので、それを支える確かな学力等の調和を重視しているということでは、授業時間数の見直しはございますけれども、国の教育行政の基本的方向は変わっていないものと受けとめているという答弁をしてございます。

の、ゆとりある教育についてでございますけれども、繰り返し指導とか、きめ細やかな指導で体験的、問題解決的な学習を充実させたりして、基礎的、基本的な学習内容の確立が定着や思考力、判断力、表現力等の育成をはかってきたと、子どもたちは、徐々にであるが学習に意欲的になり、みずから考えたり表現をしたりする力が身についたと受けとめているというふうに答弁させていただいております。

次、3番でございますけれども、平成20年度に校長、副校長等の教員により構成する新教育課程検討委員会を組織して、新学習指導要領に基づいた教育課程について、幼・少・中ごとに、教科ごとに検討を進めていくということで答弁してございます。

具体的には、平成20年度から、小学校高学年への年間35時間の外国人英語指導助手の派遣に対応できるよう取り組んでいくということでございます。

また、国語、社会等もそれぞれの学習活動を充実していくということでございます。

次、4番でございますけれども、平成21年度からの移行期間及び本格実施に向けて各教科の改訂の要点とか、各学校が作成する指導計画例などについて、新教育課程検討委員会で検討を進めるということでございます。円滑な移行に向けた周知については、さまざまな方法で教職員、保護者、子どもたち、広く地域保護者への周知に努めていくと答弁させていただいております。

次に、日本共産党新宿区議会議員団でございます。

代表質問でございますけれども、就学援助の適用基準の引き上げに取り組むべきではという御質問でございましたけれども、所得が生活保護基準の1.2倍以内であることなども条件としているところでありまして、この基準については、妥当なものであると考えており、現在のところ見直しを考えていないと答弁させていただきました。

次に、妙正寺川公園運動広場等の改善について、これにつきましては、中野区との協議でそれぞれ改善していくというふうに、答えてございます。

次が、一般質問でございます。

牛込地区の学校適正配置についてでございます。

4点ございまして、地域の意見に対し教育委員会はどのように考えているのか。

教育委員会は統廃合を見合わせるべきでは、あるいは、幅広く区民の意見を聞く機会をもつべきでは、4番目として、区民に意見を聞くアンケートを実施すべきではということでございます。

これは、 、 、一緒に答えてございます。

、 番でございますが、懇談会ではさまざまな意見が出され、この時点ではまだ意見書ができていなかったものですから、現在、意見の取りまとめを行っている、教育委員会としては、新宿区の現状及び将来を見据え、学校適正配置は必要であると認識していると、懇談会からの意見書をいただいた上で、総合的に判断し、学校適正配置の具体的な取り組みを今後検討していくんだというふうに答えております。

次に、 番目でございますが、学校の適正規模、適正配置については、現在第7次まで学校適正配置を進めてきました。教育委員会としては、保護者や地域代表、学校関係者などと連携を密にしまして、十分に協議しながら、学校適正配置を進めていきたいと考えていると

いうふうに答弁いたしました。

番目のアンケートについては、今のところ考えていないということで答弁させていただいております。

次に、新宿区議会花マルクラブでございます。

5点ございまして、複数学級よりも単数学級が劣っているという分析・検証はあるのか、または、単数学級のよさが複数学級に劣るものではないことを保護者にアピールしていくことも大事ではないかと。

2点目が、学校選択制のメリット・デメリットについて、また、学校選択制の廃止と指定校変更制度の柔軟な運用について。

3点目が、学習指導要領改訂案に伴う授業時数増加による新宿区への影響について、また文部科学省や東京都教育委員会に土曜日の正式授業の復活について申し入れについて。

4番目が、教師の多忙化についてのことでございます。

五つ目が、4月の組織改正により、地域文化部の所管となる学校施設の使用について、当分の間、所管・学校・利用者の中での混乱が予想される。教育委員会として引き継ぎフォローが肝要ではないかと、そういう御質問でございました。

答弁でございますけれども、一番目につきましては、学校規模と学力差の関係については、確かに学力の推進や生きる力の育成という観点から分析したことはありません。このことは規模のいかにかわらず、各学校が取り組むべきテーマであると考えているというふうに答弁させていただきました。

学校規模につきましては、学校適正配置審議会で小規模校の学校教育への影響については、プラス面とマイナス面、いずれも挙げられますが、児童・生徒の学習や教師の教育指導、学校の組織運営など、教育全般にわたって小規模化の程度に応じ、マイナス影響が大きくなるのは否定できないというふうに述べていますので、この審議会答申の考え方は現在でも当てはまると考えています、というふうに答弁させていただきます。

学校選択制につきましては、メリットについては、保護者の関心も高まり、各学校の努力も相まって、地域に開かれた学校づくりが進んでいるということで、あるいは、新1年生の保護者アンケートの調査結果でも、入学満足度が9割を超えているということからして、保護者みずからの判断で子どもの通学校を選択するという学校選択制は意義あるものと考えているというふうに答弁してございます。

3番目でございますけれども、区では、平成18年度より、夏休みを短縮して、現在、現行

学習指導要領に定められている標準授業数を上回っていると。各学校では、今回の改訂案に伴う授業時数の増加による大きな影響はないものと考えられるというふうに答弁してございます。

また、土曜日の正式授業の復活についての申し出については、現在の学校教育法施行規則ではできないということで答弁させていただきます。

教師の多忙化につきましては、今後、それについて検討していくということで答えてございます。

次、5番目でございますけれども、学校管理については、4月以降スムーズにいくように今後とも区長部局との調整を十分にやっていくというふうに答弁してございます。

以上でございます。

教育政策課長 それでは、私のほうから報告3でございます。

新宿区幼児教育推進会議第二次報告書についてでございます。

これの報告の説明の仕方でございますが、まず1枚のものについて概要について、私のほうから報告をさせていただきます。

それから、きょうはちょっと分厚くなってございますが、第二次の報告書を委員の方々にお配りしてございます。これにつきまして、三つの部会に分けて検討してきてございますので、その内容については各部会長のほうから説明をさせる予定でございます。第1部会については教育指導課長、第2部会については学校運営課長、第3部会については私教育政策課長のほうから説明をさせていただきます。また、説明につきましては、報告書の2ページから4ページまで、各部会の概要がございますので、これにのっとりまして概要の説明という形でさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

まず1枚の資料を見ていただきたいと思います。

概要、経緯も含めてでございますが、平成18年12月に策定してございます新宿区幼児教育のあり方検討会の最終報告書、これによりまして、方向性に基づく施策を総合的にかつ効果的に進めるためということで、これは平成19年5月14日に幼児教育推進会議ということを設置してございます。その中で三つの部会に分けて具体的な課題の整理をしてきたところでございます。

特に、第二部会の所掌事務のうちで、区立幼稚園の適正規模、適正配置、それから今後の幼保一元化施設のあり方、公私格差の是正という、この三つについては論点は整理をさせていただきます、既にこれは平成19年10月に第一次報告として取りまとめをさせていただいている

ところでございます。

また、その内容につきましては、教育委員会の施策の方針の決定ということで、これは過日平成19年11月2日に報告をさせていただき、決定を受けているところでございます。

また、区としましては、第一次実行計画のほうにその内容を反映させていただいているところでございます。

今回につきましては、最終報告の到達点で整理された事項の中で、第一次の中には取りまとめはできていなかったところ、それはそのこの参考の欄に書いてございます。全体で9項目になってございますが、その内容について取りまとめを今回しましたので、教育委員会に報告するものでございます。

今後の取り組みにつきましては、幼児教育推進会議というものにつきましては、今回のこの報告をもって平成19年度で終了という形になります。が、今後につきましては、具体的に本会議で示されました施策や検討の方向につきましては、本年度、平成20年度以降、教育委員会と区長部局であります新たな組織として備えつけました子ども家庭部の各所管部署が具体的にその内容について検討していく形になってございます。教育委員会と子ども家庭部の担当者による連絡会を設置をさせていただき、情報の共有なり、連携を図って、具体化を進めてまいりたいというふうに思っております。

それでは、各部会長から報告をさせていただきます。

教育指導課長 それでは、第1部会について御説明申し上げます。

恐縮でございますけれども、2ページ目をおあけいただきたいと思っております。

あり方検討会の最終報告書の到達点を受けまして、第1部会では、所掌事項2点ちょうだいいたしました。

一つ目が、幼稚園と保育園の交流連携、それと、幼稚園、保育園から小学校教育への円滑な接続についてでございます。中段でございます。

中段の黒い四角のところを昨年度1年間かけて取り組んだところでございます。幼稚園教諭と保育園保育士との交流、連携。それと、幼稚園、保育園の幼児同士の交流、連携でございます。

また、所掌事項2につきましては、幼稚園、保育園と小学校との交流、そして、幼稚園、保育園と小学校の教諭、保育士の交流、連携でございます。

そして、その下、黒い太い矢印の下ところが、まさに今後の方向性でございます。所掌事項1につきましては、のところをごらんいただきたいと思っております。幼稚園と保育園の合

同研修のさらなる充実と交流保育の継続。それと、幼稚園と保育園の交流の事例紹介をする
とともに、よりよい交流・連携のあり方について今後とも検討を重ねていく必要があるとい
うことでございます。

続いて、右側でございます。

所掌事項2につきましては、各小学校に就学が予定されている公立及び私立の幼稚園、保
育園、子ども園との合同会議を開催する必要があるということ。それと、幼稚園、保育園と、
小学校との交流・連携の事例紹介とよりよい交流・連携のあり方についての検討が今後も必
要であるということでございます。

この上の合同会議について、もうちょっと説明させていただきますと、特に昨年度取り組
んでいく中で、大変に困難を感じたのが、私立の保育園、幼稚園と連携を取ろうと思っても
なかなか、とうとう取れなかったといった、そんなこともございました。

そこで、より具体的な場をつくらないと、なかなかそれはうまくいかないだろうというこ
とで、一例でございますけれども、小学校に就学後、つまり平成20年度になって、5月から
6月ごろに、小学校が中心になりまして、就学もとの公立、私立を問わず、幼稚園、保育園、
子ども園の教員、保育士を対象に授業公開を行う。行いまして、そしてまさに目の前にいる
児童を対象にして、児童の様子を対象にして話のきっかけにいたしまして、情報交換や意見
交換を行ったらどうかと、そんなことを考えておったところでございます。つまりは、例え
ば、とても落ち着いたしっかりとした学習はしていると、ああ小学校に行くところなことも
やってくるんだなということで、幼稚園、保育園の方に知っていただく。また、例えば落ち
着けない状態が見られるとするならば、幼稚園、保育園のときにはどんな様子であったので
しょうというようなことを投げかける中で幼保と小学校との具体的な接続をしていこう、そ
して、やはり就学もとということでは、私立の幼稚園、保育園にもぜひお声かけをして施し
たらどうかということを考えておったところでございます。

今年度は、とりあえずなかなか全校一遍というわけに行きませんけれども、戸山小学校の
ほうでは、具体的に今回やってみたいということをおっしゃっているところでございます。
いずれかの学校、何校かに今年度取り組んでいただいて、そして、それを受けて、平成21年
度を目途に全校展開になればいいということをお考えおとるところでござ
います。

以上でございます。

学校運営課長 第2部会の報告をさせていただきます。次のページ、3ページになります。

第2部会につきましては、先ほど政策課長のほうから話ございましたとおり所掌事項の1から3につきましては、既に10月に御報告をさせていただきました。それにつきましては、この3ページの下段の部分ということになりまして、今回御報告させていただきますのは、網かけになっております三つの四角、所掌事項の4、5、6でございます。

初めに、区立幼稚園の3歳児保育についてでございます。

区立幼稚園の3歳児保育につきましては、平成6年度から9年度の間に13学級を計画的に整備したという経過がございます。また、その中で、当初15人であったークラスの定員を16年度に16人、17年度に17人にふやしてきたという経過がございます。

また、次の囲みですけれども、3歳児の保育需要ですけれども、区立幼稚園の定員充足率につきましては95%以上と、また、応募倍率がかなり地域に偏差があるという状況でございます。

ただ一方では、私立幼稚園につきましては、3歳児についても、定員割れの状況があるということでございます。

方向性でございますけれども、希望するすべての3歳児への幼児教育の機会を確保する、私立幼稚園との共存共栄の環境を保ちながら、公、私立幼稚園がともに3歳児保育のニーズを担っていくということでございます。

また、進め方ですけれども、当面ですけれども、今回行います公私格差是正の効果を検証するという事で、当面は現状どおり3歳児保育を実施していくと、その上で必要に応じて、編成等、あるいは学校の適正な配置等の影響もございますので、場合によっては、実施園を移すということでの再編成については、検討の必要があればその時点で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、所掌事項の5でございます。区立幼稚園の預かり保育についてでございます。

現在、区立幼稚園につきましては、キッズデーという形で子どもの遊び場の提供、あるいは保護者のリフレッシュ目的として、月に1回程度、実施しているということでございます。これにつきましては、PTA等からは、ふやしてほしいという要望をいただいているところでございます。

また、子ども園につきましては、預かり保育を実施してございます。これは四谷子ども園、それから、愛日幼稚園についても、現在実施しているというところでございます。

あとは、私立幼稚園につきましては、全園が何らかの形で預かり保育の形を実施しているというところでございます。

今後でございますけれども、キッズデーにつきましては、実は、現在はきちんとした区の要項等は一切ない状況でやっておりますので、その辺についての位置づけについては、見直しが必要だろうというふうに考えてございます。

それから、制度化された預かり保育につきましては、基本的には子ども園の整備にあわせて区内地域展開してまいりたいと、このように考えているところでございます。

所掌事項の6番目、私立幼稚園との連携についてでございます。

大きい方向性としたしましては、公私立幼稚園がともに新宿区の幼児教育を担うということで公私立ともに選択できる地域社会を実現するというところでございます。

具体的にですけれども、方向性としたしまして、幼稚園の情報を区民に提供すると、これは公私立等しく提供していく仕組みを考えていきたい。それから、幼児教育の質を高めあう関係づくりということで、先ほど次の3番目の小学校就学に向けての学びの連続性を保障するということとあわせて、第1部会のほうでも報告がございましたけれども、この辺あわせて一緒に考えていきたいというふうに計画をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

教育政策課長 続きまして、第3部会の概要の説明をさせていただきます。4ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の囲みのところの右側が基本的な第3部会の考え方になってございます。

家庭や地域の子育て支援の重要性があるということと、それから、就学前の大多数の子どもさんが通っております幼稚園、保育園が子育ての支援施設として機能をさらに高めていくと、その重要性、そういった認識から、私どもの第3部会では、四つの課題の中で具体的な検討をさせていただき、現状の分析、アンケート等を取りながら、矢印の下の部分、これが一定の考え方の方向でございます。

所掌事務の第一、子育て支援機能の充実というところにつきましては、平成21年度を目指してより具体的な検討を進めたいなというところで、幼稚園について仮称でございますが、つどいのへやを開設したいということで、今後具体的な検討をしていきたいなというようなことでございます。

目的は、そこに書いてございますように、地域の子育て家庭が身近な場所で子育て支援が受けられるようにということで、幼稚園室を活用したうえでの一定の家庭教育の支援ができないかということです。

対象は、未就学児、これは在園児、あわせてその保護者という形でございます。

主な子育て支援としては、親子が遊べる居場所の提供、育児相談、子育て支援に関する講習等という形になってございます。

実施場所については、空き教室を利用するという事で専用スペース、園庭等、具体的に園児の保育に影響がない範囲でということ考えていると思っております。

スタッフにつきましては、この担当職員として1名、1園について1名非常勤職員の対応、特に再任用等を考えているというふうに考えてございます。

具体的な実施につきましては、これから平成21年度の開設を目途に園の実施の状況や地域やまた区全体の子育ての関係も今の状況を勘案した上で、私どもと子ども家庭部のほうで検討を進めて具体化していきたいというふうに考えてございます。

もう一つの大きな柱は、子育て支援に関する教員、保育士の資質向上ということで、まさしくそれを運営する教員や保育士をしっかりと研修して、充実を図っていかなくちゃいけない。今でもやっていますが、さらに、その内容を充実していきたいということ。

それから、研修を子育て支援に関する情報交換として積極的に活用していきたいというふうに考えてございます。

また、地域子育てセンターだとか、児童館の職員との交流も積極的に図ってきたいというふうに考えてございます。

所掌事項の2の地域の子育てネットワークの整備でございますが、これについてはのところでございますが、小学校区ごとの中での幼稚園、保育園、子ども園、小学校等の連携をさらに密にする形の中で、そのネットワークの整備を図ってきたいということで、具体的なところの実施方法につきましては、そこに書いているような内容でございますが、一定の試みも行ったものもございまして、さらにその内容を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

所掌事項の3でございますが、多様な主体の参画による子育ての推進ということで、いろいろな子育てを行う主体として、私どもの幼稚園や保育園の先生方以外にも保護者やNPO、ボランティアという形の方が入ってございますので、その人たちともあわせて、保護者が園の行事等に参画ができる仕組みの検討をしたいというところと、子育て支援ボランティアと地域での支援の育成の検討ということで、これは具体的にゆったりーのでやっているような状況を勘案しながら、より地域の支援活動できる仕組みづくりをこれから検討していきたいというふうに考えてございます。

最後に4点目については、幼児教育行政窓口のあり方ということで、これは私立幼稚園の

所掌事務を教育委員会に移行したということ、それから、幼児教育推進会議を教育委員会サイドで特に部課長を中心に立ち上げて、区長部局との連携の中で進めてございますので、今後は、先ほどの冒頭に説明しましたように、教育委員会と子ども家庭部の担当者による連絡会議を設置し、具体化に向けての検討に入っていきたいというふうに考えてございます。

報告3は以上でございます。

続きまして、報告4でございます。

女神湖高原学園の指定管理者についてということでございます。

女神湖高原学園につきましては、もう御案内のとおり、こちらは、平成17年度から指定管理が入っております。今回は、平成17年度から平成19年度までの間の3カ年について、一定期間が終わりましたので、新たに昨年度、今度は指定管理者についての選定作業をやらせていただいたところでございます。平成20年度以降につきましては、指定管理者につきましては、株式会社フジランドというところでございます。

こちらは、フジサンケイグループの一角をなしている会社でございまして、現在、新宿区においては健康村を指定管理者として実績のある会社でございます。

指定期間につきましては、前回の3年間から今回は平成20年から平成25年3月31日と、5年間として伸ばしてございます。

平成20年4月1日には、フジランドとの間で、管理運営業務に関する5年間にわたる基本協定書、それから管理経費、これは毎年少しずつ金額等が変わってまいりますので、こちらのほうは1年間ごとの協定ということで、今年度は平成20年度の協定書を締結させていただいてございます。

5年間のほうの管理運営業務に関する基本規定につきましては、本日、2ページ以降に参考としてその資料をつけてございます。

事業計画、利用料金、管理経費、個人情報の保護や事業報告書、指定の取り消し等、そこに規定の内容について、基本的な事項を、基本的なところは前回と同様でございます。

今回は、特に、前回の基本協定との相違点ということで、そこに4点掲げさせていただいてございます。

1点目の、第11条につきましては、これは相手方企業からの提案を受けた形の中でやっているものでございます。4月、6月、9月、10月、11月の宿泊利用、この時期については、閑散期ということで、閑散期割り引きで割り引きを設けたということで、大人が500円、子どもが300円値引きということの中に入れてございます。

それから、14条のところにつきましては、賄い業務のところということで、こちらにつきまして、食事の原価率についての規定がございますが、一般利用者のところにつきましては、前回おおむね95%というところございました、今回の企業者の提案としてはおおむね90%ということになってございます。また、学校利用者については、前回同様に教育委員会のほうから100%ということで、これについてはこれにのっっていただきたいということで、ここは変わりはありません。

それから、26条関係につきましては、小破修繕の施設の修繕関係の規定でございますが、これにつきましては、前回1件50万円という形でかなり相手方の裁量のうちが小さかったのですが、今回は1件130万円以下ということで、これは区のほうの入札をしないで済む随意契約の範疇の最大のところまで広げてございます。1件130万円以下ということで規定整備をし、裁量の枠を広げたというものでございます。

それから、第33条につきましては、ISO関係の条項を新たに規定してございます。環境への配慮ということから、新宿区は環境マネジメントシステムの関係で今ISOをやっております。こういった指定管理者の部分についても、積極的に区の施設でございますので、指定管理者の企業のほうにも周知徹底して実行していただくということから、新たに規定に入れているものでございます。

それから、管理経費の関係につきましては、1年間ということで、平成20年度の管理経費は、8,925万1,000円、消費税込みでございます、四半期ごとに区が相手方に支払いをする。ちなみに、前年のときには8,940万5,510円ということで、15万4,510円下がっているというものでございます。

以上でございます。

教育指導課長 それでは、私のほうから、報告5と6につきまして御説明申し上げます。

まず、報告5でございます。資料をごらんいただきたいと思います。

ここには小学校の教科書採択と書いてございますけれども、107条図書につきましては、毎年度採択になってございますけれども、これもあわせて御説明申し上げます。

なお、羽原委員には初めて御説明申し上げますので、教科書ということ自体からちょっと御説明を申し上げたいと思います。

実は、きょうまたお持ちいたしますけれども、また昨年度に引き続きまして、これ新しい社会という、これは東京書籍の小学校6年生の社会の教科書でございます。一般には、教科書というと、これを大体想像されるかと思えます。これは、まさに文部科学大臣の検定

を受けた教科用図書というものでございます。

実は、子どもたちの使う教科書はこれだけではございません。このほかに、こういうのマークがついたものがございます。一般に星本と読んでいるものがございまして、国語と算数と音楽の3種類だけございます。これは、実は文部科学省がつくっている教科書でございます。実はこれどういうものかといいますと、レベル的に大変簡易なものでございまして、知的障害のお子さんが、通例の教育課程に基づいた学習を受けることができない、いわゆるこういう教科用図書では授業を受けることができないお子さんに対して、文科省のほうで著作がある教科書をつくっているものでございます。そして、そのレベルに応じての数が1個から4個までついているということでございます。国語、算数、音楽だけつくっているものでございます。これが一般に星本といわれるものであります。

そして、最後に、もう一つ、ここは五味太郎さんの「漢字の絵本」というような本を持ってきたんです。実はこれは区内の5年生のお子さんが、実際に使っているものでございます。こんな絵本でございますけれども、これはもっと星本も対応できない、さまざまな配慮を要するお子さんについて、今まで御紹介したような教科書じゃないものも教科書とすることができるというものでございます。これは、学校教育法の107条にその規定がありますので、一般に107条本とか、107条図書、あるいは一般図書と呼ばれるものでございます。要は、担任の先生がそのお子さんの実態をもとにしながらこういう本を使いたいという、そんなようなまさに調査を行って、最終的には、委員の皆様方に御検討いただいて選んでいただくわけでございますけれども、まさにこういうものも教科書として選ぶことができるというものでございます。そして、これがまず教科書というもので3種類あるということでございます。

そして、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び施行令によりまして、小学校及び中学校の教科書につきましては、4年間、毎年度同じものを採用するということになってございます。4年間毎年度同じものを採用する。ちなみに、小学校については、平成16年度に採択していただきまして、平成17年度から平成20年度まで、つまり今年度まで同じ教科書を採択していただいて使っております。そして、中学校につきましては、平成17年度に採択をしていただきまして、平成18年度から平成21年度まで使用するというものでございます。

ということで、小学校につきましては、今年度まではもう採択していただいたものを毎年度使っていたわけでございますけれども、来年度からはまた採択をしていただかなければい

けないということで、今年度、新たに採択をしていただくということでございます。なお、施行令14条には、採択については、いわゆる107条本についてはその限りではない。つまり、毎年度採択することができるようになってございます。それはなぜかと申しますと、やはりそういう配慮を要するお子さんの場合には、毎年障害の状況が変わってまいります。ですので、まさにそのときの状態に一番あった教科書を選んでいただくということになるわけでございます。

そこで、本日の報告の資料でございますけれども、1ページ目に概略手続が載っております。これについて御説明申し上げまして、2ページ目以降のところは小学校の採択要項、そして細目、その後には107条図書の内容を載せてございます。そして、最後に、採択事務日程を載せてあるという、そんな本日の資料のつくりになってございます。

そこで、1ページ目をごらんいただきたいと思っております。

この後に載せてございます採択要項、細目等々をまとめますと、このような手続になります。新宿区教育委員会、委員の皆様方は、毎年度4月中旬になりまして、東京都教育委員会のほうから公正かつ適正な採択をお願いするという旨の通知が参ります。また、その後、選定資料等々も参ります。それを受けていただきまして、審議委員会を設置していただきます。そして、審議委員会のもとに下部組織といたしまして、調査委員会を設置していただきます。なお、この審議委員会につきましては、小学校の採択要項によりまして12名、主に校長、教員、そして教育委員会職員、学識経験者からなるもので、12名で構成いたします。そして、調査委員会は、校長1名、プラス教員5名の6名で構成をすることになってございます。そして、107条図書につきましては、審議委員会は同じような構成で6名、調査委員会は、同じような構成で6名ということになっております。そして、設置いたしました審議委員会のほうでは、学校に対して調査委員会に依頼すると同じような調査依頼をすることができることになってございます。なお、小学校の細目によりまして、調査対象の教科用図書が、前回の教科用図書の内容に変更がない場合、前回の調査報告に準ずることができるということになってございます。

これどういう意味かと申しますと、実は昨年度末、つまりことしの2月に学習指導要領の改訂が出された関係がございまして、まだ正式なものは都からは来てございませんけれども、私どものほうがリサーチしたところによりまして、各教科書会社が新しい教科書をつくってないようでございます。ということは、今現在使われているもの、各社同じ教科書を21年度以降も印刷をする、ということのようでございます。ということで行きますと、平成16年度

に調査委員会、あるいは学校が調査されたものがそのまま使えるということでございますので、実際に調査委員会を立ち上げて教科書を見ていただいた段階で同じであるといったときには、学校への調査依頼をすることがなくなります。

一方、107条図書でございますけれども、要項によりますと、東京都教育委員会が作成した107条図書調査研究資料に記載された図書については、調査及び資料作成の依頼をすることが省けるということになってございます。つまりは、各学校からこういう本がいいと言ってくるもの、実は、本当に本屋さんで売っているどんな本でもいいわけでございます、これを調査委員会で何がいいかわからないものたくさん本屋に行って本を見つけて、調査するということは不可能に近いわけでございます。そこで、東京都教育委員会のほうでは、さまざまな本、膨大な量の本を調べて、こういう調査研究資料というものをつくっているわけでございます。もし、学校から上がってきたものが、東京都教育委員会が作成した資料に入っているものであるならば、調査委員会は、新たな調査をする必要はないという決まりがあるわけでございます。

つきましては、ここで後ほどスケジュールをごらんいただきますけれども、膨大なスケジュールを組んでございますけれども、実際には調査委員会、あるいは学校から上がってきた資料によっては、随分今年度につきましては、委員会を省略することが可能であるということをお知りおきいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、すべて審議委員会に調査報告がまとまりまして、そして、本委員会のほうに答申が参ります。そしてその答申を受けていただきまして、委員会のほうで最終的に採択をしていただくということになります。

さて、それでは、一番後ろ15、16ページをごらんいただきたいと思っております。採択事務日程でございます。

本日は、大きな今年度の採択をお願いいたします大まかなお話しをさせていただきましたが、来月の教育委員会5月2日の折には、審議委員、調査委員について御報告を申し上げますこととなります。そして、5月から順繰りに今申し上げたような審議委員会、または調査委員会というものを立ち上げまして、そして6月には、教科書展示会もございまして。そして、7月には、審議委員会のほうからまさに審議の結果が戻ってまいります。先ほど申し上げましたけれども、7月になりまして7月17日以降、随分な回数で臨時教育委員会というものを予定させていただいております。場合によっては、本当にこれを全部お願いしなければいけないかもしれませんが、もし審議委員会からの内容が調査委員会、学校の調査を受けてその

後必要ないというように判断していただいた場合には、実際のところは随分省略をしていただくことにもなるかと思えます。もしできましたら、8月1日の定例教育委員会の折に採択をしていただければありがたいというようなスケジュールを考えているところでございます。

以上でございます。

続きまして、報告6に移らせていただきます。

平成19年度の新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰についてでございます。

この表彰につきましては、本年1月28日から2月29日にかけて、昨年の3月からことしの2月までの間の幼児・児童・生徒の善行や優秀な成績などに対して表彰するというところについての推薦の募集を行いまして、その後審査会を開き、3月26日に表彰を行ったというものでございます。

集まった推薦点数でございますけれども、団体が2件、個人が5件ございまして、審査会では、その2件と5件、合計7件すべて表彰の対象であるということで通ったところでございます。

具体的なものをちょっとごらんいただきたいと思えます。団体でございます。

新宿区立大久保幼稚園・小学校でございますが、全幼児・児童が参加して、地域住民と協力して地域清掃を行っているというものでございまして、毎年2回、昨年は、5月末と11月に実施いたしましたけれども、子どもたちとともにまさに町会の方、そして、地域にある日本語学校の外国人の学生さんも一緒になって、地域清掃を行い、そしてその後、学校に行くと給食と一緒に食べて、コミュニケーションをするという、そんな活動を行ったところでございます。なお、そのために、備考のところ、学校以外からの推薦と書いてございますが、この推薦者は、大久保地区の町会長さんからの推薦でございました。

2点目の、新宿区立牛込第三中学校吹奏楽部でございます。この吹奏楽部、中段にも書いてございますけれども、昨年度東京都中学校吹奏楽部連盟主催コンクールで銀賞とってございます。本校は3年連続銀賞を受賞したということで、それが評価したところでございます。

裏面をごらんいただきたいと思えます。

今度は個人の部でございます。小学生でございます。

1番、新宿区立大久保小学校、東辰浩君、4年生でございます。JOCジュニアオリンピックカップ2007、全日本ジュニアテコンドー選手権大会小学校4年男子中量級3位及び京都オープン国際テコンドー大会で3位という優秀な成績をおさめたということでございます。

続きまして2番、新宿区立西戸山小学校、石田幹久君、5年生。第31回わんぱく相撲新宿大会5学年の部横綱でございます。この子は、第29回から、つまり3学年の部から3年連続の横綱ということでの表彰でございます。

3件目、新宿区立西戸山小学校、関家花倫さん、2年生でございます。第47回東京都空手道選手権大会個人戦、小学校1～2年、形の部優勝でございます。

個人の部、中学生でございます。

1点目、新宿区立新宿中学校、小野寺さくらさん、1年生。第11回全日本IDバレーボール選手権大会、知的障害のバレーボール大会でございますけれども、東京代表チームB、東京フリッパーズの選手として参加いたしまして3位入賞でございます。とともにベストプレイヤー賞も受賞してございます。

2件目、新宿区西戸山中学校、萩原晴菜さん、1年生。第22回国民文化祭・とくしま2007文芸祭俳句大会におきまして、全国1万4,575点の中から文部科学大臣賞を受賞したというものでございます。

これにつきましては、教育委員会のホームページにも載せているところでございます。

以上でございます。

中央図書館長 それでは、第二次新宿区子ども読書活動推進計画について御報告いたします。

この計画につきましては、過去におきまして、11月に素案について、それから3月についてはパブリック・コメントの結果報告をさせていただきました。最終的に今回計画の策定について御報告申し上げるわけですが、これについては3月31日に第一次の計画の目標数値、これが確定したことと、それから3月22日に、国の子ども読書活動の基本計画、こちらのほうが閣議決定しておりますので、それを反映した形で最終報告とさせていただきたいと思えます。

計画の目的、性格、それから3番の期間、これらについては、素案等の説明のときに申し上げましたとおりですので省略させていただきます。

それから4番、第一次の計画の分析評価、これについては、若干記載等変えておりますが、これについては、後ほどご説明申し上げます。

次のページの5番でございます。第二次計画の目標でございます。

これについては、計画の策定に当たり、三つの目標を掲げ、新たに展開する事業や数値目標を設定しました。

1番として、継続的な図書館利用の環境づくり、2番として、身近な読書環境の整備、3

番としまして、学校における読書環境の整備でございます。

6番については、それぞれの目標につきまして、具体的な事業、それから数値目標、これらを掲げております。

7番が、パブリック・コメントの実施期間として、平成19年11月15日から12月5日までということでございます。

それで、きょう主な報告として取り上げさせていただきたいのは、8番の計画と素案との相違、それから9番の周知方法でございます。

計画と素案との相違につきましても、これは主なものでございまして、素案から計画にかかわる過程におきましては幾つか細かい点の修正もございしますが、主なものだけご報告させていただきたいと思います。

まず、最初に、策定にあたってを追加ということで、こちらの冊子のほうをごらんいただきたいと思います。

冊子のほうを開いていただきますと、すぐに計画の策定にあたってということで、こちらの教育長のあいさつを最初に載せさせていただきました。

それから、この全体にわたってでございますが、平成20年4月1日から組織改正によりまして、所管課がかわっております。その関係で素案から計画に移行する間にこの所管課についてはすべて現行の4月1日の組織の所管名とさせていただきます。

それから、次に2ページをごらんいただきたいと思います。

これは、第一次の計画の検証につきまして、具体的な加筆をさせていただいたところでございますが、2ページの下から5行目から読み上げたいと思います。

第二次新宿区子ども読書活動推進計画の策定にあたり、この5年間で推進してきた事業を検証し、10項目を事業拡大、3項目を事業廃止としました。

また、各年度の取り組みの成果を数値として把握し、読書環境整備の進捗状況を評価しました。この文を加えさせていただきました。

それから、次に、3ページでございます。

3ページにつきましては、区立図書館の子どもの利用登録率ということで、経年変化を見ているところでございます。素案の段階では平成20年の8月の数値を取り上げさせていただきましたが、今回、3月31日の数値が確定しましたので、そちらのほうに数値を取り直しております。平成20年3月については、小学生以下について59.2%、中学生については58.2%の利用登録率がございます。

それから、真ん中あたりに、上から7行目から、しかし以下ですが、しかし、2年間図書館の資料について貸出利用をしないと、統計上利用登録者から外しているため、利用登録の拡大を図っても利用登録率が上がらないという現実があります、この文を加えさせていただきました。

これにつきましては、平成17年から平成19年まで、利用登録率、特に小学生の部で下がっております。この理由につきましては、こちらのほうを加筆させていただきました。

それから、次の4ページでございます。

4ページにつきましては、区立図書館における年間貸出冊数の増加でございます。平成20年3月ということで確定した数字でございますが、小学生以下につきましては34万9,000冊、中学生につきましては2万9,000冊ということで確定させていただきました。

これによりまして、解説文の上から3行目になりますが、平成15年3月時点から比べると、平成19年度全体では7万6,000冊の増加、1.25倍の貸出冊数ですと、この辺も修正させていただきました。

次に、20ページでございます。

20ページにつきましては、数値目標の設定でございます。この間、第一次の計画を策定し数値目標をとらえたところでございますが、3月31日という数値時期の目標を立てたことにより、なかなか今回もこのような形でパブコメから、また実際の計画策定まで時間が経過するとのことだったので、この辺を定点観測としましては、3月ではなくて1月というふうに明確にさせたいということで目標値につきまして、平成23年度、平成24年1月という形で特定させていただいたところでございます。

その次に、21ページでございます。

21ページにつきましては、国の動向でございまして、これは、上から3段目にございます、この法律に基づき以下ですが、平成20年3月に第二次計画を策定しました。これは先ほど申し上げました3月22日の閣議決定でございます。これに伴いまして、この計画について資料8を加えさせていただきました。資料8は、資料編の35ページに当たります。

資料8をごらんいただけますでしょうか。35ページです。

国の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画、第二次の概要でございます。

主な改訂ポイントでございますが、家庭における取り組みとしては、家庭教育に関する講座等を通じた保護者に対する理解の促進、それと家庭における読み聞かせなど、読書活動に資する情報提供の推進が取り上げられました。

また、地域における取り組みとしましては、子どもの読書環境の地域格差の改善、これは市町村の中での推進計画の策定率、こちらのほうがまだ4分の1程度でございますが、これを半分以上にするという目標です。

それから、公立図書館の情報化の推進、これは、例えばホームページの開設とか、来館者用のコンピューターの設置、オンラインの閲覧目録、これらの導入について、率を高めるという取り組みでございます。

それから、3番目に、公立図書館にかかわる人材の養成でございます。

それから、学校等における取り組みにつきましては、学校段階に応じた読解力の向上、それと学校における条件整備、このような形で、新たに国のほうが計画として取り上げましたので、これを反映させて計画を策定いたしました。

それから、次に、26ページをごらんいただきたいと思います。

26ページにつきましては、47ページと同様でございますが、新たな計画事業を追加させていただきました。誕生祝い品の支給でございます。従来の誕生祝い品としましては13種類の品目を用意して選択していただいたわけですが、今後は、誕生祝い品を図書カードに一本化していくと、それで、絵本のガイドブック、これを一緒にお子さまが誕生した家庭に配布することによって、読み聞かせ等に活用していただくような形で事業を構成しております。

最後に、資料2でございます。資料編の11ページに当たります。

これにつきましては、毎年度児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査が行われておりますが、素案の段階では、平成18年度の資料を添付させていただきました。最新の情報としまして、平成19年度の調査をこちらのほうに取り上げたものでございます。

それから最後に、今後の周知方法でございますが、4月10日には、区のホームページ、また図書館のホームページ、それから図書館各館におきまして、この計画を配布する予定であります。それ以外に、5月5日以降に「広報しんじゅく」に掲載した中で、ポスター、チラシ、概要版、周知用の第二次新宿区子ども読書活動推進計画の冊子、それぞれ印刷をし、配布する予定であります。ポスターにつきましては500枚、チラシは3,000枚、概要版につきましては8ページのカラー刷りにしまして2,000部、冊子は、A4判で1,000部を予定しております。

以上でございます。

教育指導課長 申しわけありません。教育指導課長です。

先ほど、ご説明した件で、1点大きな誤りがあったことがわかりましたので、ちょっとここで訂正をさせていただきたいと思います。

それは、先ほどの報告5のところでございます。教科書採択についてでございます。先ほどこの本は一般図書について、107条図書というように御説明申し上げました。実は、昨年12月までの学校教育法におきましては107条ということではございましたが、12月末に学校教育法が改正になりまして、これによりまして9条に変更になっているということがわかりまして、申しわけございません。もう今後は、107条図書とは呼ばないということでございます。

それと、つきましては、要項、細目等々でもう若干変更があるということがありまして、本日、そのままの状態でお出ししてしまいましたので、早急に、それにつきましては変更いたしまして、またお示ししたいと思います。とりあえずは、本日につきましては、大きな流れについての御確認ということで御容赦いただきたいと思います。申しわけありませんでした。

木島委員長職務代理者 説明が終わりました。

報告1について、御質疑のある方はどうぞ。

これは、新しく就任された方々のお名前ですので、今後、よろしく、こちらのほうがいろいろ教えてもらおうと思いますので、よろしく願いいたします。

ということでよろしゅうございますね。

次に、報告2について、御質疑のある方はどうぞ。

羽原委員 教育委員会の形骸化という質問が出ていたみたいですが、ニュアンスはどのような感じですか。質問者の意識みたいなものについて。

木島委員長職務代理者 はいどうぞ。

次長 質問者につきましては、教育委員会の独立性、中立性は保つべきだという趣旨で質問したというふうに考えてございます。いろいろな議論がある中で、区長部局に移管すべきだとか、地方自治体が選べるようにすべきだとか、いろいろな議論がある中で、質問者につきましては、これは独立性を保って今の教育委員会制度を維持するべきだと、そういう趣旨での質問だというふうに考えてございます。

教育長 ちょっと追加させていただきます。

教育委員会という制度そのものが、大変制度としては理想的で、一定の考え方にまさに独立性、中立性というようなのを確保するシステムとして、制度としては問題ないんだけど

も、じゃそれが現実に運用されるについて、どうなのかというときに、教育委員さんは、私を除いては非常勤でございますから、そういう意味で、意思決定がなかなか速やかにいかないとか、それから現実に市区町村の教育委員会というのは人事権を持ってないんです。その意味で、じゃ独立性だのそういう本当の意味で、人事権のないところで、教育委員会が地域の実情に応じた教育を展開することができるかというふうに見ますと、なかなか難しい。

そして、あともう一つ、最も我々にとって課題であると思われることは、やはり区長というのは選挙されているわけです。教育委員というのは、幾ら独立性だよと言われていても、結局区長が選任をする。もともと、じゃ公選がいいかという、公選は結局かなり政治的な色合いのことが生じて公選制はしないほうがいいと、教育の現場に混乱をもたらすということで、公選制は否定されてきたという歴史的な経緯がある中で、制度としては悪くはないけれども、結構それを本当に言われるように運用するのは難しいですよというような質問の意図だったと思います。

で、私どもお答えしたのは、やはりそれはそうであっても、区長が区民から選挙されているわけですから、区長が教育についてすべて決めてやったほうがいいのか、ということになると、今言った今までの歴史的な経過や制度として、そういう制度がいいのかというようなことがあると、ということになると、言ってみれば、教育委員会は、これを言うとちょっと余り問題あるかもしれないけれども「色男金と力はなかりけり」みたいな、そういうような若干そういうようなところがあるみたいな、だけれども、この制度そのもののよさというものは間違いなくあって、したがって、形骸化しないような、教育委員会としての努力というのを今求められているし、私どもは、それをやっていかなければいけないというふうに考えていますという答弁をさせていただいたわけです。

木島委員長職務代理者 白井委員どうぞ。

白井委員 実は、きょう報告書の最後に、項目ないんだけれども、また発言させただけとちょっと思っていたんですけれども、教育委員会のこの委員会の進め方なんですけれども、今まで、やっぱり議案と報告ということで、事務局からの報告に対してだけ私たち質問するとか、そういうような機会しかない形なんで、最後の項目にその他委員とかからのちょっと議論してほしいとか、そういうような項目をちょっとまず設けていただきたいというのが一つの提案と、それから、事務局の報告事項の部分で、今まではすごく大きな課題に関して資料をたくさんつくっていただいて、報告いただいていって、それらの項目に関しては大変理解できるんですけれども、日常的に何をしているのかというのが見えないんです。ですので、

前年度の定例活動報告書という形で、別に箇条書きでいいんですけども、各課ごと、例えば教育指導課だったら、どの学校に行ったとか、もう訪問したのがここだというような形とか、学校運営課とか、そういうような適正配置とか、そういうところで先月はこういう活動をしていましたよというのを、例えばA4の全体で1ページぐらいでも十分だと思うんですけども、そういうのを出していただくと、ああ事務局はこういうことをしているのかというのがわかりますし、逆にせっかく事務局の課長さんクラスが委員会に出席していただいても、一度も発言をしないで終わってしまうこともあって、とっても残念だと思うんです。実際、現場でやっている方は、すごく実はこういう問題があって考えてほしいんだよということが多分あるんじゃないかと思うんです。その感想だけでもまたはいいいんで、現場で感じた問題点とか、区民の方の御意見とかも、もし、そこでお話したいと思ったらそういうことをちょっと言ってもらおうとか、そういう形の場合をちょっと今年つくっていただければ、もうちょっと事務局の流れと、私ども教育委員のほうの動きというか、発言とかも、対応できるかなとちょっと思いまして、最後に言おうと思ったんですけども、ちょうどここで出ましたんで、この辺御検討いただけませんか。

木島委員長職務代理者 はいどうぞ。

教育政策課長 今、白井委員のほうから、本当に教育委員会としての活動をより活発にするためにということで、いい御提言をいただきましたので、私どもとしても前段でおっしゃられた、私どもが一方的に報告なりするもの以外に委員の方たちからのものについても一定の配慮をしていくというところ。

それから、後段の日常的に各部署でやっているものについての定例的なものの御報告等、情報提供を密にして、委員の方々の活発な議論の糧にさせていただく部分を含めまして、検討を前向きにしたいと思っておりますので、若干お時間をいただきながら、その内容については今後検討させていただきたいと思います。

木島委員長職務代理者 議案というのは、これは決めなければいけないことですから、例えば規則の改正等については、それこそ余り質疑はない項目が多いわけですから、ひとまとめ、一括にして話を聞いてまとめるという形、そして、報告は、今言われたように、細かく報告を受けるところは細かく受けるという形で、その報告までが結局一つの区切りのところがあると思うんです。いわゆるこういう委員会の後に行う協議会ですか、これの中に今みたいなことを最初にやるというような形にすると、自由な報告なり、そのときの意見なり、また委員の意見なりが出ると思うんです。ですから、そういうものを協議会の中の最初のほうに組

み込んだほうが、早くある意味での円滑さが出て自由な討論ができるのではないかなと思いますけれどもいかがですか、白井委員。

白井委員 協議会は非公開という形になってしまうわけですね。で、その質疑応答は別に自由なというので、協議会で構わないんですが、私が思っているのは、せっかく教育委員会事務局が活動しているので、その報告案件だけでもいいんです。区民の方に結構見えないんじゃないでしょうか、皆さん一生懸命やっているという日常的なものが。その辺がわかるようなものが公表しても、公表した方がいいんじゃないかなということで報告事案として、それの協議会でまたやるというのについては別に賛成です。

木島委員長職務代理者 そうしますと、例えば、ここで言われてもあれなんですけれども、例えば、その他のところで前回の協議会ですか、こういう意見が出たと、というようなことを箇条書きにして報告してもらおう、それでよろしいですかという形にしてもいいわけですね。それとも討論、それ自身をその他のところで入れますか。

白井委員 討論自体を入れるというより、一つのあれとしては、形骸化の意味が教育委員に向けられているという部分一つあると思うんですけれども、そもそも教育委員会の活動自体が余り理解されていないところもあるんじゃないかというふうに思うんです。その理解して皆さんに思うためには、箇条書きでも十分だと思うんですよ、活動が1カ月こんなに忙しくと、かなり動いているという形がわかるものを公表できる文章として報告書として出したほうがいいんじゃないでしょうかというのが一つです。

木島委員長職務代理者 どうぞ。

教育政策課長 今の御質疑をいただきまして、事務局としてもせっかくこういう公開の場で私どもとしてのやっている内容についての積極的な対応を区民の皆様に通じてお話しをさせていただきたいと思っておりますし、その点については、協議会の部分のやり方も含めまして、今後のこの委員会の運営について、より内容が充実度を増して、具体的に外から見ても教育委員会の活動が明確になり、委員の方たちの御意見をしっかりと踏まえた形での教育委員会も活動しているというところが見えるような形で対応するように、ちょっとその内容については工夫をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

白井委員 はいお願いいたします。

木島委員長職務代理者 はいどうぞ、羽原委員。

羽原委員 僕はまだ短いですが、見ている限りだと、フレームワークと、それから決まったこと、つまり結論めいたところを僕らは聞く。そうすると、言ってみてもしょうがないかな

という面と、それからフレームワークをつくるまでになる悩ましい問題があって、そんなきれいごとじゃないだろうというのが僕はそう思っているんです。図書館だって、教育の現場でも、その悩ましさを見せないことが一つの事務処理なんだなと思うんでしょう。僕も、これはよくわかるんです。わかって言っているんですけれども、ただ、オープンできるかできないかは、また秘密なのかどうかいいけれども、若干こういう障害がある、ハードルがある、こういう意見があった、ああいう意見があって、でちょっと迷っているとか、こういうプロセスがあったけれども、こっちを選んでこういうフレームワークになったと、このプロセスを見せないで僕らに説明をして、僕らは、簡単に言えばアマチュアですから、そうすると、形骸化のそしりは受けると。僕もさっき形骸化という言葉はわかっていて受けとめなきゃいけないと思っているけれども、それをどう越えるかと、いい部分を見せたいというのは人間だから、そうであるけれども、ただ、教育というものはプロセス迷うほど理想に近づく教育ではないかなと思うんです。それから、優秀な子どもをさらに優秀にということと、星本的な、ああいうような形でとても追いつかない子を少しでも改善方向という気持ち、それから周りに置き去りにされがちなクラスの3分の1以下のラインをもうちょっと多動性の子どもでもなく、何か関心がそっちに向かないような子どももいるし、そうすると、先生でも上のほうに興味がある先生と、その辺に興味なり、力点を置く先生とどうしてもあると思うんです。そうすると、その悩ましさというものは必ずある。で共有しなければいけない、先生方は共有できる立場であるけれども、その悩ましさを別に僕らがどっちがいいほうというんじゃないなくて、少し聞かせてもらおうと、このフレームが、これを聞くときに、もうちょっと実態的に見るができるんじゃないかなと、後でまた子ども園の実態を一度聞きたいと思っていますけれども。要するに何が悩ましくて、何がメリットで、何がデメリットかという、その両側が提示されない、というところが、ちょっと形骸化と言われて、僕はもうやむを得ないかなという感じはあるんです。

それで、今の白井委員の話からすると、僕は毎月、全課でなくてもいいんですが、また趣旨が違うかもしれないけれども、例えばどの課か、どの活動課のセクションとしての、これはこういうふうに乗越えて、こうしているとか、こうしたいんだと、だけれどもつまずきそうだとか、何でもいいけれども、何かそのときの折々のテーマを選んでいただいて、説明してもらおう、ディスカッションがある、でもいいし、いろいろぜひ実態に迫る工夫をよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

木島委員長職務代理者 どうぞ。

次長 今、るる委員の方々からいろいろな意見が出ましたけれども、まさしく私らもそのとおりだというふうに思っております。今までは、協議会等でそういう議論をしながら、直ったところとか、議論が必要なところとか、協議会でやっていたんですけども、白井委員から見える形でということもありましたものですから、工夫しながら、これから考えていきたいと思っております。

私ども、例えば予算をつくるときに、結果だけ報告するわけですけども、やはりその前に、予算をつくるときの前段階として、皆様の意見を聞きながら、ことしどういうふうにやっっていこうとかということも含めて本来しなきゃいけないかなと思っておりますので、主張も含めて、先ほど政策課長が言ったように、いろいろな場面を想像しながら検討していきたいと思っております。

木島委員長職務代理者 よろしいでしょうか。

そこいら辺のところも、前からいろいろそういうことが考えられるので、こういう教育委員会の後に協議会をもっていたわけですから、その協議会自身をどう生かしていくかということと、その他という報告の項目の中に、前回どういようなことがあってこうなりましたよというような項目が入ってもいいのかなということだろうと思っておりますけれども。

そこら辺で、それと、ほかにこの議会での質問、またお答えに対して、問題が、または質問のある方。

この一番最後の、花マルクラブの方の質問ですけども、学校の先生が忙しすぎるのではないかと、これはやっぱりそこいら辺のところを前回私申し上げたように、どういふうにしたらそれが軽減できるのかということとは、やはり検討しなければいけないことだろうと思っております。だから、例えば、教頭が副校長になりというような簡単なことで済むわけではないので、そこいら辺のところは、変わる以上、目的は何かと言え、先生方の事務的な負担を減らしてあげて、より子どもと話し合う時間、そして、次の日の授業に対する取り組みの時間をよりふやしてあげなければいけないだろうと、先生方のストレスはだんだんそういう制度が変わっていくと、次から次と負担がふえていくような、ストレスがたまるだけでは、やっぱり問題だろうというような気がするんですけども。

教育政策課長 今の御指摘、まさしく私ども共通の事項だと考えてございまして、平成20年度私どもとして課題の一つにそのあたりも十分検討の対象にしたいなというふうに思っております。教員の先生方が、やはり子どもと直接向き合う時間はしっかりと確保してもらおうという形の中で、いろいろと教師の先生方雑用に割かれている時間も多々あるというふうに

考えてございますので、そのあたりの事務処理の対応を含めて、教育委員会として支援ができる場所は何かないかと、そういったところの検討をさせていただき、その点の解決に向けての努力を平成20年度はやっていきたいなというふうに思っております。

木島委員長職務代理者 ここら辺はどうぞよろしくお願いいたします。

ほかに。白井委員どうぞ。

白井委員 佐原議員のほうから体力についての質問があって、それで教育長のほうとしては、いろいろな大会に参加させたり、運動部活動への積極的参加をうながしているという答弁があるんですけども、実は控室で、教育委員のほうで、この体力については話題にしています、やはり体力が低下しているというようなことと、私は、新宿区の区民マラソンで、せっかく区民で大会をやっているのに、参加者名簿を見ると、区の中学生とか、小学生の参加が少なく、他県のほうが多いというのはちょっと残念に思ったんです。せっかく、国立競技場を使えるというような貴重な体験もできますし、それを目標に、ちょっと目標を立てて、学校区もちょっと走り込んでみるとか、そういうような形で何か区の主催の行事と絡めた形での体育のやり方、体育授業じゃなくて。そういうことをちょっと考えていただいたらどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。生涯学習課になるんですかね、これは。

木島委員長職務代理者 はいどうぞ。

教育政策課長 冒頭にちょっと組織の改正がございましたので、生涯学習部門が区長部局に入っているところを含めて、今区民マラソンの話が出ましたので、その運営の仕方等については、レイアウトすれば基本的な実行部隊として動きますので、具体的に、区内の子どもさんがたくさん参加をして、少しでも体力向上のために役立つような事業展開をできるように、我々教育委員会としてもその実施部隊のほうに一定の話をして、そのあたりの改善に向けての努力はやっていきたいなというふうに思います。

木島委員長職務代理者 ほかに。

どうぞ。教育指導課長。

教育指導課長 やはり健康体力というものも、実は学習指導に書いてございますけれども、体育の時間だけでやるものではない。まさに委員の皆様方が御指摘いただいたとおりだと思います。まさに、この中でも前回、一定のときに教育長のほうから答弁しておりますけれども、まさに学校によりましては、学校全体を通して、学校全体の取り組みとして、例えば冬場に今御指摘いただいたような、みんなで朝学校に来たら走りましょうとか、そのような取り組みをしているところもございます。まさに、その一貫の中で、一つのインセンティブと

して、白井委員が御指摘いただいたような区民マラソンに参加してみようとか、そのような呼びかけをしていくということもひとつ、実際に呼びかけに乗るかどうかということはいろいろあるかもしれませんが、ぜひ校園長会も通して、体力をつけるためにもいろいろな取り組みを考えてみましょうというようなことを私どものほうからも働きかけていきたいなと考えたことでございます。

以上でございます。

木島委員長職務代理者 ありがとうございます。

ほかに御質問。

なければ、次に報告3について、ご質疑のある方はどうぞ。

はいどうぞ。白井委員。

白井委員 第1部会の御報告で、指導課長からありました、5月ぐらいに幼稚園と保育園とかの担任だった先生を招いて授業参観をしていただいて、担任の先生と意見交換してもらおうというのをすごくいいアイデアだと思うんです。さっき、戸山小しか手を挙げてないという考えを聞いて、ちょっと残念というか、この後なんでしょうけれども。

実は、学校の先生たちに聞くと、やはり小学校でちょっと不登校になった子とかは、保育園とか幼稚園の先生からすると何で小学校に行ったらそうなるんだろうということを聞かれるし、中学校で不登校とかになった場合だと小学校の先生からすると何であの子がそうなんだろうというふうに、やっぱりおっしゃるんです。保護者の方に聞くと、やはり4月の友人関係のところでの環境変化に伴う友人関係がうまくつくれなかったようなところがあるらしいんですけれども、やはりその辺の配慮というのは、担任の先生が子どもの性格等がある程度把握して対応していくという形じゃないと難しいと思うんですけれども、理想的には、就学前にできればいいんでしょうけれども、実際的には、お子さんの顔も見えない段階で、そういう機会をもってもどうかと思うんで、そういう意味では、先ほど5月という一定学校生活が始まった段階で担任の先生もある程度お子さんの性格とか把握した中で、また幼稚園とか保育園のときの様子を知っている先生に見てもらって、その変化を見てもらおうというのは大変いい取り組みだと思いますので、ぜひ、これは早急に実現の方向でお願いしたいと思います。

木島委員長職務代理者 どうぞ、教育指導課長。

教育指導課長 まさにそのとおりで、いわゆる例えば、私立の幼稚園、保育園の先生方に、どうぞ一緒に研修しましょうと言ってもなかなかこれは集まるのが難しいと思うんです。

しかし、就学した学校にどうぞお子さんを見に来てくださいという足に向けてくれるのではないかなというそんな強い期待をしております。先ほど申し上げた戸山小学校につきましては、まさにそれがとにかく大々的に、本当に就学前の園児、保育園、幼稚園に、とにかくできるだけ幅広く呼びかけてもらおうと、そういうことに乗ってくれたところでございまして、他の学校につきましては、どこまで声をかけられるかわかりませんが、一校だけじゃなく幾つもお願ひしようと思っております。ただし、いずれにいたしましても、実はこれが年間計画に絡むものでございまして、平成20年度の教育課程の届け出に間に合わなかったということで、今年度は全校展開はできませんでしたが、ぜひ、来年度には、まさに全校、とにかく5月から6月ごろに一度、これは位置づけてくださいというような形で、位置づけを設けてもらってやってもらいたいなと、そんなことまで思っている。いずれにいたしましても、今年度できるところからできる限り多くやってもらおうと思っているところでございます。

木島委員長職務代理者 ほかに御質問。

なければ、次に、報告4について、御質疑のある方はどうぞ。

これは、教育委員会も実際にこの次あたりに行ってみて、問題になるのはやっぱり食事でしょうから、そこいら辺も出してもらうものを実際に出してもらって、実感しないとわからないでしょう。

そこは、そういうことで、これは指定の過程はよく報告されておりますので問題ないと思うんですけども、いかがでしょうか。

どうぞ、政策課長。

教育政策課長 今御意見、職務代理者のほうからいただきました。確かに、選考過程の中で、食事のところは一つ大きな論点になっておりましたので、そういう過程の中で、具体的に食事をとっていただいて決めるということもちょっとできないものですから、実際に決められたそのフジランドの実際に現場の状況を見ていただき、実際に提供している食事の内容、質を判断していただくということをぜひ教育委員会としても考えたいと思っておりますので、その点を踏まえた上で、また具体的な御意見を賜りたいと思っております。

木島委員長職務代理者 ほかに御質問がなければ。

次に、報告5について、御質疑のある方はどうぞ。

これは、そうしますと、表題の107条は9条ということで、9条図書ということになると思いますが。これについて御質問のある方。

羽原委員 9条というと連想が違うほうに。

木島委員長職務代理者 憲法ではないので。

よろしいでしょうか。

特に御質問がなければ、次に、報告6について、御質疑のある方はどうぞ。

これについても、一生懸命頑張っ一つのこと立派な成績を上げている方は、私はどんどん本人のためにも、周りのこれからも頑張れよということ鼓舞するためにも、非常に大事なことで、表彰するということは余り多いと問題になりますけれども、少なくとももったいないと思うので、大いにいいことはどんどん表彰してやるほうがよろしいかと思ひます。

ほかに御質問はないでしょうか。

なければ、次に報告7について、御質疑のある方はどうぞ。

特にございませんか。

それでは、ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告8、その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 本日はございません。

木島委員長職務代理者 報告事項は以上で終了いたします。

新宿区教育委員会委員長の選任

木島委員長職務代理者 次に、選挙を行います。

「日程第9 新宿区教育委員会委員長の選任」を行います。

委員長の選任について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長。

教育政策課長 日程9でございますが、現委員長の任期が来月5月1日をもって満了になります。教育委員会の設置を定めてございます地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第12条第1項の規定に基づき、5月2日より就任する委員長の選任を教育委員会で選挙するというものでございます。

なお、同項に「教育長に任命された委員を除く委員のうちから、委員長を選挙しなければならない」という規定がございますので、教育長以外の委員の方から選任していただくということになります。

新たに選任される委員長の任期でございますが、同法第12条第2項に1年と定められていますので、平成20年5月2日から平成21年5月1日までと、この任期になります。

選挙の方法でございますけれども、新宿区教育委員会会議規則第6条の規定により、単記無記名投票というのが原則でございますが、各委員に異議のない場合には、指名推選をもって投票にかえるということが出来るものでございます。

単記無記名投票の方法を用いる場合には、有効投票の最多数を得た者を当選者というふうに決めてございます。

また、指名推選の方法を用いる場合においては、被指名者をもって当選者と定めるべきかどうかを会議に諮り、出席委員の全員の同意があった者をもって当選者といたしてございます。

説明は、以上でございます。

木島委員長職務代理者 それでは、委員長の選挙を行います。

選挙方法は、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。

まず、選挙方法についてお諮りいたします。御発議のある方はどうぞ。

白井委員 選任は指名推選で行うことを提案いたします。

木島委員長職務代理者 ただいま、白井委員より指名推選による選任のご提案がありました。

指名推薦により選任するという事でよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 異議なしと認め、委員長の選任は、指名推選により行います。

指名推選について、御発言のある方はどうぞ。

白井委員 委員長に木島委員を推薦いたします。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 ただいま私、木島委員が指名推選されました。

ほかに御発言のある方はどうぞ。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 それで被指名人を当選者と定めるかどうかを諮ります。

指名推選のとおり木島委員を委員長に決定することに同意される方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

木島委員長職務代理者 それでは、出席委員全員の同意がありましたので、「日程第9 新宿区教育委員会委員長の選任について」は、木島委員で決定いたしました。

新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定

木島委員長職務代理者 次に、「日程第 10 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定」を行います。

委員長職務代理者の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは、日程第 10 でございますが、委員長職務代理者の指定に関するものでございまして、職務代理者の任期は、新宿区教育委員会会議規則第 7 条の規定によりまして、その指定の時から次の委員長選挙までとなっております。

指定方法でございますけれども、委員長選挙と同様に単記無記名投票が原則でございますが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができるということでございます。

説明は以上でございます。

木島委員長職務代理者 それでは、委員長職務代理者の指定を行います。

指定方法は、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。

まず、指定方法についてお諮りいたします。

御発議のある方はどうぞ。

教育長 指定は、指名推選で行うことを提案いたします。

木島委員長職務代理者 ただいま、金子教育長より指名推選による指定の提案がありました。

指名推選により指定するというところでよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 異議なしと認め、委員長職務代理者の指定は、指名推選により行います。

指名推選について、御発言のある方はどうぞ。

教育長 委員長職務代理者の御推薦で指定してはいかがでしょうか。

木島委員長職務代理者 金子教育長より私の推薦で指定を行う提案がありましたが、よろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長職務代理者 それでは、私は、委員長職務代理者に白井委員を推薦いたしますが、他に御発言のある方はどうぞ。

〔なしの発言〕

木島委員長職務代理者 では、被指名人を当選者と定めるかどうかを諮ります。

指名推選のとおり白井委員を委員長職務代理者に決定することに同意される方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

木島委員長職務代理者 それでは、出席委員全員の同意がありました。「日程第 10 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について」は、白井委員で決定いたしました。

なお、委員長職務代理者は、この指定により、指定の時から任期が開始することになります。

以上で本日の選挙は終了いたしました。

閉 会

木島委員長職務代理者 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。御苦労さまでした。

午後 4時09分 閉会